平成２３年（フ）第１２号
福岡県行橋市大字高瀬75番地１進尾アパート105号
債務者　高山　大介
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
岩手県紫波郡紫波町升沢字小森110番地
債務者　生内　聡子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５６号
盛岡市西見前19地割１番地26
債務者　日向　　博
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５７号
盛岡市西見前19地割１番地26
債務者　日向　典子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５８号
盛岡市西見前19地割１番地26
債務者　日向　敏章
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７７号
盛岡市みたけ６丁目３番６号　パレつかさⅡ103号
債務者　堀切　　香
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２３号
新潟県新発田市東新町１丁目13番20号
債務者　依田　哲也
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第７号
兵庫県加西市北条町北条452番地の３　県営加西北条鉄筋住宅１号棟302号
債務者　伊藤　尚美（旧姓大屋）
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第３号
香川県さぬき市長尾東878番地
債務者　宮西　正俊
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１５号
香川県丸亀市綾歌町富熊5040番地３
債務者　鴨部　博明
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１６号
香川県丸亀市綾歌町富熊5040番地３
債務者　鴨部　裕子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３４号
仙台市太白区青山１丁目11番17号　青山クレメントハイツ205、申立時の住所仙台市太白区青山２丁目19番13号　グローブ青山206
債務者　齋藤　忠雄
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６６号
仙台市太白区鈎取本町１丁目15番77号　レオパレスリバティーｌｉｆｅ105
債務者　和泉　友子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７０号
仙台市青葉区小田原４丁目２番９―102号
債務者　千葉　和伸
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７２号
仙台市青葉区中山２丁目３番26号
債務者　鈴木　健嗣
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８７号
仙台市泉区南光台１丁目74番３号　サンヒルズ南光台102
債務者　佐藤　未奈
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
仙台市宮城野区西宮城野10番15―205号
債務者　吉田　芙咲（旧姓若生）
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係